

## 令和 4 年 9 月定例会における知事議案説明要旨（抜粋）

## 【令和 5 年度以降の森林づくり県民税】

本年度末で課税期間が終了する森林づくり県民税につきましては、令和 5 年度以降のあり方について、関係者等の御意見も踏まえ、その必要性等について慎重に検討を行ってまいりました。

「みんなで支える森林づくり県民会議」においては、二酸化炭素吸収の観点からも森林の役割は大変有効であり、森林づくり県民税は新たな視点や目標を据えて継続をお願いしたいなど、全体的に継続に前向きな御意見をいただきました。

また、県民約 3,000 人に対して行ったアンケート調査におきましても、概おおむね 3 分の 2 の方から継続に賛成との御回答をいただいています。

本県の多くの森林が伐採適齢期を迎える中で、旺盛な成長力を持つ若い森林に更新するための主伐・再造林の推進は、2050 ゼロカーボンを実現し、林業県への飛躍を図るための喫緊の課題です。

また、林業人材の確保や防災・減災のための森林整備、里山の利活用やまちなかの緑化推進などは、これまで以上にその必要性が高まっております。

こうした施策の重要性と、県民会議の御意見や県民アンケートの結果などを踏まえ、令和 5 年度以降も森林づくり県民税を延長させていただくことが必要であると判断し、本日、基本的な考え方を「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」として公表いたしました。

今回の基本方針案では、次期森林づくり県民税を活用して実施する必要性が高い施策を 4 つの柱でお示ししています。

第一は「森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり」です。そのうち再造林については、脱炭素と林業振興の両面で重要な施策として強力に進める必要があることから、費用負担の大きい植林や一定期間の保育作業に必要な経費を全額補助する制度を創設します。

第二に「森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり」です。県民の皆様からは、「森林は多いのに快適に過ごすことができる場所が少ない」との御意見をいただいています。そのため、県民が広く親しめる里山づくりやまちなかグリーンインフラの整備などを進めてまいります。

第三に「森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援」です。健康・教育・観光などに森林を活用する森林サービス産業への支援や、林業に関わる多様な担い手の確保・育成を進めてまいります。

そして第四が、「市町村と連携した森林等に関連する課題の解決」です。河川沿いの支障木伐採、ライフラインの保全対策や観光地の景観整備、病虫害被害対策などに係る市町村の取組を支援します。

緊急度が高いこうした取組を実施するために必要な費用は、森林環境譲与税などの他の財源との整理も含めて精査した結果、令和5年度からの5年間で総額約34億円であることから、県民及び事業者の皆様には個人県民税の均等割で500円、法人県民税の均等割で5パーセントの御負担を引き続きお願いいたしたいと考えております。

先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源を積極的に利活用しながら、健全な姿で次の世代に引き継いでいくことは極めて重要です。

今後、県議会、市町村等に対して、今回の基本方針案を御説明申し上げますとともに、広く県民の皆様に対しても説明会やパブリックコメント等を実施し、11月定例会までに県としての最終判断を行いたいと考えております。